

生徒生活一般規程

- 1 「東高生」としての自覚と誇りを持ち、本校生徒としての本分を守る。
- 2 本校生徒の服装は、端正かつ簡素であることを旨とし、教育の場にふさわしいものを着用する。入学式、卒業式、始業式、終業式などの式典についても同様に、制服等式典の場にふさわしいものを着用する。また、生徒手帳を携行する。
- 3 登校は始業5分前までとする。始業時に遅れた場合は、職員室に届け出て所定の手続き（生徒手帳あるいは入室許可証）を済ませてから教室に入る。
- 4 下校時刻は次のように定める。

4月より10月まで	18:00
11月より3月まで	17:30

下校時刻以降に残留する場合は、所定の様式（生徒会・部活動規程時間外活動許可願等）を受ける。
- 5 登校後、放課時までは校外に出てはならない。やむを得ず外出を必要とする場合は、願い出て外出許可（許可証・生徒手帳）を受ける。
- 6 欠課・早退・欠席・見学等の場合は、所定の様式（生徒手帳）により、事前に届け出る。
- 7 集会・掲示・出版・広告は、監察委員会規則第5章による所定の様式（校舎校具等使用許可申請書・出版許可申請書）により許可を受ける。
- 8 校舎校具の使用は、所定の様式（校舎校具等使用許可申請書）により、許可を受ける。
- 9 校具その他公共物は丁寧に使用し、破損汚損してはならない。もし紛失破損した場合は、所定の様式（ガラス等器物破損届）により届け出る。事情により実費弁償する。
- 10 清掃は毎日必ず行い、校内の美化に努める。牛乳・ジュース瓶等は各自で始末し、紙屑は落とさないようにする。また校内では上履・下履の区別を厳正にし、床を汚さないように十分心がける。
- 11 食堂の利用は昼食時とする。すべてセルフサービスとし食堂内の器物は一切持ち出してはならない。
- 12 校内の遺失拾得物は、必ず所定の様式（物品遺失拾得届）により届け出る。
- 13 登山・ハイキング・キャンプ・旅行・アルバイト・校外の集会への参加等については、所定の様式（旅行届・許可願）により許可を受ける。
- 14 未成年者が出入りを禁止されている場所への出入りは、禁止する。
- 15 外出時は行き先・帰宅時間等を保護者に伝え、服装は常に端正かつ簡素である事を旨とし、生徒証を携行する。
- 16 男女交際は健全であること。
- 17 交通道徳をよく守り、社会秩序の維持に心がけ自他の危険を防ぐようにする。
- 18 登下校は定められた通学路を通る。
- 19 自転車は許可（自転車通学届け）を受けた者のみが乗ってくる事ができ、校内の所定の場所に置く。道路交通法を遵守し、ヘルメットの着用に努めること。また、雨合羽を常備し、雨天時には必ず着用すること。
- 20 運転免許取得は原則として禁止する。暴走・無免許・単車の二人乗り、校長の同意なく運転免許証を取得した場合については厳重に処分する。
- 21 休業日は原則として登校を禁止する。
- 22 学校内においては選挙運動や政治的活動、またそれに関する集会等は、禁止する。
- 23 放課後や休日等に学校外で行われる生徒の政治的活動等は、保護者の責任において行うものとする。ただし、違法なもの若しくは暴力的なものの場合、又は、学業に著しく影響を及ぼす場合は、適切な指導と助言を行う。

服装規程

本校生徒の服装は、端正かつ簡素である事を旨として、下記のように定める。また、制服は任意購入とする。

A 詰襟学生服タイプ制服

- 1 上衣 夏 オープンシャツ・カッターシャツ（白無地）とする。
冬 型・地質（市販既製の「標準学生服」に準ずる） 色（黒）
襟章（左に「東」、右に「学年章」…ローマ数字）
ボタン（胸及び袖…真鍮製小型校章入り） カラーをつける。
ただし、シャツはオープンシャツ・カッターシャツ（白無地）とする。
- 2 ズボン 上衣（型・地質（市販既製の「標準学生服」に準ずる）色（黒））に準ずる。
- 3 靴下 華美でないものとする。（色、柄とも）
- 4 防寒衣 ア 学校指定のセーターの着用を認める。移行期における上衣としても着用可とする。（平成29年11月より）
イ 上衣の下には無地で華美でない単色のセーター等の着用を認める。ハイネックのセーター等上衣からはみ出るものは認めない。

B セーラー服タイプ制服

- 1 上衣 胸開寸法は5～7センチメートルとする。
夏 型（セーラー・・・半袖又は長袖、衿に白線3本を直角につける）
色（白） 地質（TCタッサーを原則とする）
胸章（胸章はポケットの上につける）
冬 型（長袖セーラー・・・夏期に準ずる。袖口に白線3本をつける）
色（紺） 地質（サージ）
胸章（ポケットの上 KHの刺繍）
校章（所定のをポケットの上につける）
学年章（所定のをネクタイ通しの中央につける）
- 2 ネクタイ 形（三角巾） 色（紺）
- 3 スカート 形（ヒダ数は24～28までのヒダスカート） 色（紺）
地質（冬：サージ 夏：日毛ポーラーを原則とする）
- 4 靴下 無地で華美でないものとする。また、黒のタイツの着用を認める。
- 5 防寒衣 学校指定のカーディガンの着用を認める。
- 6 その他 上衣の下には無地で華美でない単色のVネックのセーター、およびTシャツの着用を認める。

C 上記A、B以外の服装

- 1 式典時 式典にふさわしい服装は、具体的には黒・濃紺系統のスーツやブレザーとする。また、スラックスやスカートに、白色無地のシャツを着用する。無地で華美でない単色のセーターやカーディガンの着用も可とする。
- 2 考查日 考查日の服装については、英文字や地図がある服装は不可とする。

※ その他 服装・頭髪に関すること

- 1 靴 華美でない運動靴または革靴とする。校舎内では、学校指定の上履きを使用する。
- 2 かばん 華美でないもの
- 3 雨具 傘もしくはレインウェア
- 4 運動着 体育の授業、学校行事、HR活動などで運動するときの服装は、指定されたものに限る。
- 5 頭髪 学生らしく清潔であること。パーマ・脱色・染色等の加工はしない。
- 6 防寒着 華美でないコート・ジャンパーおよび、部活動でのウェアの着用を認める。ただし、丈の長いものは不可とする。（自転車通学時の安全上の理由による）
- 7 帽子 華美でないものとする。